

- ・元夫、G病院通院(診断一高血圧症、末梢神経炎6ヶ月以上の治療の要)。

S 5 0 年 8 月

- ・その後訪問時、元夫、子供達の世話をしたりしている光景に度々出会う。

- ・8/15和子、相談所職員に伴われて来所。

8/6元夫、保護費受給後、4万円だけ和子に渡し映画を観にいくといったきりそのまま戻ってこないので生活できないとの訴え。行先はまったく心当りがない。(戻り次第届け出るよう指導。)

9月

- ・9/22家庭訪問。和子、子供達在室。

保護費のやりくりがうまくいかず生活が苦しい。計画的消費するよう指導。民生委員・相談所も協力する旨話す(依頼済)。

1 1 月

- ・11/25家庭訪問 和子、子供達在室。

幼児を4人抱え毎日慌ただしい生活。元夫からは音信不通。しかし時々簡宿街には現れていると(知人から)聞いている。今後、元夫と一緒に生活する気持はない。

S 5 1 年 2 月

- ・2/17家庭訪問。 和子、子供達在室。

和子の養育能力から判断し次男、長女、次女を保育所入所を勧めたところ入所させたいとの希望。

4月

- ・4/1長男、小学校入学。次男、長女、次女保育所入所。

・和子「よい就職口がみつかるまで」当面住宅内の掃除仕事をし、月額4千円もらうようになる。

6月

- ・6/21訪問途中、元夫と出会う。家族と住む決心をし戻ってきた。

- ・6/24元夫、来所。

(蒸発については前回同様)家を出た理由はとくにない。飯場を転々とし生活してきた。家族のことは気にはしていたが自分の生活で手一杯で仕送りもしなかった。仕事が終った時点で戻る気持になった。和子の受けた保護費を当てに好きなように生活してきたが今後は改めたい。健康状態もよいことから就労したら届出をしたい、2度と家出はしない等と約束。

7月

- ・7/10より元夫・C県にある建築会社で雑用仕事に住み込み就労となる。
- ・元夫、8月お盆に戻ってきて以来体質崩し就労先に戻らず。個人病院へ受診したところ高血圧・肝臓病にて毎日通院の要ありとの診断。

10月

- ・元夫、10/20H病院へ転院。毎日から週2回へ変更。担当医に面接一心臓の腫れもあり就労は当分無理であろう。安静加療。

S52年1月

- ・52/1より和子、引き続き家事の合間をみて掃除仕事をする。(日2~3時間)就労収入1万円も実績のばす。

2月

- ・2/25H病院 担当医(元夫)面接
血圧高く・肝障害重度。心臓もかなり肥大しており息ぎれ等も継続。通院にはくるが、酒は止めていない。

4月

- ・4/28家庭訪問。元夫、在室。
元夫「飲酒はしていないが、タバコはやめられない。和子は家事が十分できないので、ほとんど自分がやっている。」。

6月

- ・6/27元夫 来所。
長女、時々頭痛訴えるので一度医者に見せたい。診察結果脳波に異常がみられ、てんかんとの診断。

8月

- ・8/31和子、9月より食堂で就労するようになった。仕事内容一皿洗い、掃除。

9月

- ・9/12家庭訪問。 元夫、和子、子供達在室。
和子の親族について聞いたところ母や妹達に「会いたいが住所もわからず、また出掛け費用もない。8年以上会っていない。」仕事については従業員の慰安会で◇◇方面へ旅行に行くことになっていると嬉しそうに話す。元夫については手足のしびれがまたはじまり物を落とすことが度々ある。

10月

- ・10/4親族調査の結果、実母E市に妹夫婦と一緒に生活、生保受給中であること判明。
妹から手紙が届き喜んでいる。

S5 3年1月～3月

- ・元夫、通院はしているが、まだ血圧が高いと言われ働けない。「時々友達が遊びにきてつい酒を飲んでしまう。」（断酒を強く促す）

元夫・和子に代わって家事を行っており室内は整理されている。4月より長女小学校に入学する。親としてはてんかんがありまた小柄で落ち着きがないので心配だ。30分でも親が一緒に本を読んで聞かせるような時間をとったらどうか(和子、読み書きできないため元夫がしてみてあげるように。)長女・入学を楽しみにしている。こども達も皆元気。和子は引き続き食堂に就労中。

4月

- ・4/10家庭訪問。元夫、在室。

元夫、めいてい伏態。友人が来つい飲みすぎた。「人には飲んでいないというが、15～6才頃からの労働仕事で酒を片時も離さず、現在も朝一杯ひっかけることはやめられない。」。禁酒について強く指示。

・元夫、一見人のよい男にみえて指導指示にも「はい、はい」と言うが、飲酒をやめ健康回復に努める意欲がみられない。

- ・4/17H病院 担当医(元夫)面接。

元夫、(症状)悪化と回復を繰り返している。通院態度は良好。仮に飲酒すれば急性の肝硬変でひどく苦しみ死につながることありと。

7月

- ・7/24家庭訪問。元夫、和子在室。

子供達のためにも早く回復し、和子と二人で頑張るよう話すと、元夫も「子供の眼は正直だから、余りいいかげんなことはできない。」という。

9月

- ・9/7元夫、来所。

和子、職場で嫌なことがあったので8月一杯でやめてしまったとの届出あり。和子に求職するよう指導。

10月

- ・10/8保育所園長より連絡。

和子、1ヶ月前より姿見えず。元夫も子供4人を連れて4日前よりいなくなつた。(住宅に出向き)ベランダ越しに中を確認したが部屋は片付けられている。どこに行ったか捜してほしい。

- ・同日、公営住宅管理人に、室内確認してもらうが不在。

・同日、子供の通学先である小学校へ確認。上の3人の子供共10/4以降登校していないとの返答。

・10/18福祉センター相談員(民間の相談機関、簡易宿泊所内にある。保育所と経営母体が同じ。以下センターと略)より連絡。

昨日和子が戻り、その後元夫と子供4人が戻ってきた。和子は男の人と一緒に、元夫は子供達と□町にいるのを見かけたと。そのほか詳しいことは何もわからない。(センター来所したら連絡してほしいと依頼)

・10/19センター相談員より連絡。

元夫と和子の間でゴタゴタがあり、元夫出ていった、住宅の人から聞いたと。

・10/23センター相談員より連絡。

和子、同センターに来所。夫もいなくなったり、自分も新しい男の所へ(一番下の)次女だけ連れて行きたいので、上の子供達をどこか施設に入れてほしいと訴えていると。

・10/24センター相談員より連絡。

和子言っていることが流動的で真意がわからない。昨日話したことと今日言っていることが違う。和子なりに悩んでいるのだろう。和子、担当CWに連絡するように伝え、待つよう話をすると帰ってしまう。

・同日センター訪問。

相談員の話では、和子と一緒にいる男は0という男で□町のアパートに住んでいるらしい。日雇をしている。生保は受けていない。どういう行きさつで同棲を始めたか不明。ただ和子が子供達と一緒に暮らしていくのなら、子供達を施設に入れずにやつていけると思うのだが——と。

・10/24和子来所。

和子から今までの経過について聞く。

8/末、元夫と和子は大喧嘩をする。和子は同住宅内の知人宅に身を寄せた。翌日、簡宿所の路上で0という男と知り合い、そのまま□町にある0のアパートで同棲を始めた(事実は、0は和子が働く食堂に客としてきて、そこで知り合いとなる。元夫と0は和子をめぐっていさかいを起こし、食堂に和子が働くことができなくなった経緯がある。)。

0、主張仕事にでかけたため(10/15)、和子、住宅に戻った。また元夫も生活保護費を受け取った日の午後(10/4)、子ども4人を連れて家出。電車を乗り継ぎ元夫の実家に行きお金の無心をし戻ってきた(その他に実家に子ども達の顔を見せ別れを告げる意味もあったとのこと)。一時は子供を道連れに鉄道自殺を考えたらしい。しかし思い止まり1週間程でB市に戻り、旅館に泊まっていた。和子が住宅に戻ったのを見届けた上で元夫と子供達も住宅へ帰った。10/17和子、元夫、0と三者で話し合いを持つ。元夫は和子に「籍は抜いてやる。

一緒になりたいのならなればよい。もう二度と顔を見たくない。ただし子供達は引き取れ。」
と言い、0は元夫に「(和子と)一緒になる。籍は入れる。」と答え、元夫はそのまま家を飛び出し現在に至るまで居所不明。その後0は、再び主張仕事にでかけ(この頃の日付については詳細わからず)、和子と子供達が住宅に残された。子供達は10/4以降学校を休んでいる。
いたずら盛りの上しつけも出来ていないため和子の手にはおえない。和子も0が出張仕事から帰ってくるのを今か今かと待っている状態であり、気持ちの上では0に傾いており、0が戻れば子供達を遺棄しても家を出る恐れあり。なおお金も使い果たしているため再度支給を行なう。

・ 10/25 民生委員に事情聴取のため連絡。

元夫は近所(おそらく簡易宿泊所)にいるらしく、和子と子供達の様子を伺っている。また「俺の女房に手を出した」と言って0をおどし慰謝料を請求しているとのことで、0はもう関わりたくないと言い、元夫から逃げている。明日0と民生委員が話し合いをする予定であるので、その結果次第で状況が変わると思われる所以報告する。和子は0を信頼し頼りにしているようだが、かなり危険な三角関係である、との民生委員の言。

・ 10/25 児童相談所(以下児相と略す)にて児相CW、担当CWと和子、子供4人面接。

今後のことについて和子は自分の能力の限界を知っています、また実際の問題として大人達の複雑な三角関係しかも殺傷という可能性もある関係、また母にいつ遺棄されるかわからない状況に子ども達を置くことは危険である、と児童相談所側は判断。今後施設の本入所を考慮せざるを得ない。

・ 明日、児相一時保護させること決定。

・ 10/26 和子、来所。

本日子供4人を一時保護させた。子供達を手放し、和子、非常に寂しそうである。これを機に元夫が考え直し生活を建て直す決心してくれればとも話す。和子、その気持ちと同時に0をあてにし0からの連絡を心待ちにしている。しかし何の連絡もないところから□町のアパートに早く行きたい様子。しかし一応の話がつくまでは他所に勝手に行けば居所不明になり連絡つかず。子供とも会えなくなると話し、とにかく住宅から他所へは行かないよう指示する。

・ 和子、一昨日1万3千円渡したがすでに4千円しか残ってい。お金の使い方を考えるよう話す。

・ 10/30 民生委員と連絡協議

元夫、行方不明。和子の愛人0とは関係解消した。和子が4人の子供を引き取り養育することになった。当面相談所職員、センター相談員、民生委員の協力を得て状況観察とする。

11月

- ・11/1母親が子どもを引き取った旨小学校へ連絡。
子供達登校しておらず。相談所職員から母へ子供への養育責任について話して聞かせる。
- ・11/2母来所
ぼんやりして応答がうまくできず子供達の通学、(長女の)通院をきちんとさせるように指示。
- ・11/7相談所職員より連絡。
和子、妊娠しているらしい。
- ・11/8和子来所。元夫との間の子供ではなく、P(愛人Pは通称であり、本名はPであった。)と関係があり一度関係途絶していると聞いていた。以下Pとするとの間にできた子供らしい。すでに4人も子供があり、育てる自信がないとの訴え。
- ・11/9 G病院担当者より保護者(つまり子の父親)を連れて来るよういわれたとのこと。民生委員、相談所職員に伴われて和子、愛人PとH病院へ。妊娠中絶する。
- ・11/13相談所職員より連絡。
義弟(和子の妹の夫、実母も同居)相談所来所。和子から手紙が届き、元夫と離婚をして愛人Pと一緒にになりたいという内容で心配して来た。一度は切れていたと思った愛人Pとの関係がそのまま続いているのでびっくりしている。この手紙は和子は書けないためおそらく愛人Pが代筆したと思われる。この件については義弟は元夫と和子の関係が二度と元に戻らないようであれば別れるのも仕方がないので、その時は二人の間に入ってなるべく円満に解決するよう努力したい。しかし愛人Pとの再婚については、元夫と別れて即愛人Pと一緒にになるのは、子供達もいることもあり(よくない)一度愛人Pと会って今後の方向(子供のことなど)を聞きだしたりしたい。そのために親族として骨を折りたいと。なお今後のことについて和子とも相談したいので、親もいることだから一度妹宅に連れて行き少し頭を冷やさせ話を聞きたい。1週間後にまたB市へ連れ帰る。その頃愛人Pも主張仕事から帰って来るであろうから——。和子、子供達、義弟と一緒にE市へ。

(11/20戻る。)

- ・11/26相談所職員より連絡。
23日和子、愛人P、義弟が話し合っている時、元夫戻って来た、それが原因で和子逆上し家を飛び出す。義弟もその様子を見て「これ以上面倒が見切れない。お前達勝手にしろ。」と言いE市に帰ってしまう。それ以後住宅に元父と子供達で生活しているが、元夫は飯場での仕事がまだ残っており、働かねば借金返済できないので、子供達を飯場に連れていくと。もし飯場で子供連れは無理といわれたら、児童相談所にて一時保護してほしいとの申し出があったと。
- ・11/28元夫、来所。

(子供を連れて行ったところ) 飯場では困るといわれた。借金を返さなければならない。今職を失ったら次の仕事がなかなか見つからない。子供達も手に追えず。学校にもやっていられない。何とか一時保護できないかとの訴え。

12月

- ・12/11児童相談所措置会議

子供達全員養護施設入所決定する。翌日入所となる。

- ・12/12子供達4人、元夫、児童相談所CWに付き添われて入所。

子供達、今後に対する不安から落ち着かず、普段の活気もない。しかし部屋割が決められ部屋に行く頃には同年令の子供達の中に以前よりの顔見知りの子がいて元気を取り戻す。同室の子供達ともすぐうちとけ庭でソフトボールなどに興じている。

元夫には、今後とも健康に注意し出来るだけ頑張りしっかりと自立し一日も早く子供達と一緒に暮らせるようになるよう話す。月1回の外出や面会をし正月や夏休みには子供達を引き取りたいとの申し出あり。次女の通院(てんかん)の件については児相CWに重ねて元夫より依頼あり。

- ・12/1元夫自活、和子家出、子供達養護施設入所により保護廃止。

3、援助過程一局面（2）

<第4回目生活保護受給 S54/12/18～S54/12/19>

S54年12月

- ・民生委員に伴われて、和子来所。

和子8月家を出、愛人Hと簡宿所にて同棲をはじめる。しかし11月下旬におこなった中絶手術後の経過がおもわしくなかった。ところが愛人Hは、和子の具合が悪くなると「家に帰れ」といって出張仕事に出かけ戻って来ず。生活力のない和子は、やむなく公営住宅に戻る。元夫と話し合い、感情的なこじれはあるが、とにかく一緒にもう一度やりなおそうということになった。ところが元夫、手持金もなくなつたことから出張仕事にでかけてしまった。12月末日に帰ってくる予定。所持金は生活費で手一杯である。体調が悪く病院にかかりたいとの訴え。

- ・手術をしたG病院に受診。

術後の経過良好であり、1ヶ月の通院加療でよいとのことである。和子、安心しその後通院せず。1日のみ医療扶助適用。

- ・家族構成—元夫、44才、和子、31才。

<第5回目保護受給 S55/12/26～S57/6/20>

S55年12月

・元夫、過度の飲酒により12/8より食物を摂ることができなくなる。▽診療所に受診。要加療といわれるがその後通院せず。連續飲酒。相談所の指導および元夫自身の禁酒の意思もあり、保健所に相談。L精神病院へ入院を前提に56/1/9外来予約をする。また12/28で養護施設入所中の子供達、措置解除となり帰宅することもあり、生活費、医療費の件で元夫、相談所職員同行の上来所申請。

申請後家賃6ヶ月分滞納。元夫、ここ1ヶ月就労実績なし。和子、食堂雑役で1日9h×25日就労。和子の収入で今迄生計維持してきた。

・家族構成一元夫、44才。和子、31才。長男11才。次男10才。長女8才。次女7才。

1月

・1/9元夫、S病院入院

・担当CW、保護決定に当たり処遇方針として、元夫の断酒指導に加え和子、知的に大分遅れていることから、元夫の入院期間中は家事・育児に専念するため就労は中断。退院以降は再開の方向で考える。和子、12月末で一旦は退職する。

(担当CW月数度に亘り家庭訪問、来所指導等を開始)

・元夫、入院時の3月よりAA（断酒会グループ）参加開始。4/8退院。引き続きAA参加する。

4月

・4/16相談所職員連絡

元夫、飲酒してしまった。飲酒の上子どもに学校など行くな」と言い4人とも休ませてしまった。

・4/20元夫、来所。

相談所職員に注意され、現在酒は止めている。きっかけは、義妹夫婦がE市から出て来、接待のつもりで飲んでしまったもの。

・4/23家庭訪問。元夫、和子在室。

親子とも落ち着かず。子供に問題行動があらわれはじめている。長男、次男、同住宅に居住する16才の少年◇（無職、非行多数あり）に誘われて怠学、盗んだ自動車で遊びまわっているところ警察に補導された。元夫、和子、警察に呼び出され事情聴取を受けてきたところである。長男、次男自ら行動をおこす程ではないが誘われれば断りきれない様子。長女、学校をサボルことが頻繁である。（ちえおくれで）授業についていけず、「学校はおもしろくない。」。学校へ通う習慣をつけさせるように当面元夫、和子が朝の送りをきちんとするように指導。（兄たちと一緒に歩いていたが、途中で逃げ出してしまうため。）。また元夫、子供の心配を理由に酒を飲み続けている。そのような親の態度が子供に悪影響

与えている、親が手本（モデル）となるように心掛けて生活するよう指示。

5月

- ・5/18家庭訪問 元夫、和子在室。

同住宅に居住する16才の少年S警察に保護された。そのため長男、次男、悪い誘いもなく長男、次男落ち着いている。長女については依然として学校まで送らないと登校しない、元夫婦のうちどちらかが必ず送っている。元夫、AA参加なく時折通院するのみ。時々飲酒している様子。担当CW「近い将来元夫が家事・育児を、和子は再就職の方向で」で考へるよう指示する。

6月

- ・6/3民生委員から連絡。

本日pm3時頃、元夫、泥酔し公営住宅エレベーター脇で手から血を出しひっくり返っているところ発見されM病院へ救急外来となった。「入院させてほしい」との依頼。（飲酒はしておらず、また断酒する気持ちが本人になれば入院は無理であると伝える。）

- ・6/5家庭訪問 元夫、在室。

午前中から飲んでおりCWの注意は全く効果がない。翌日来所の指示。

- ・6/6元夫来所。

断酒の件は最初から「無理」。入院についても強く拒否する。元夫の飲酒行動が本人のみならず妻子を苦しめていること、また子供のしつけ等行動面に大きく影響を与えていた。特に長女のてんかん治療は元夫にかかっていると話し、強く断酒を促す。

- ・6/24家庭訪問 元夫、和子、在室。

断酒を継続。ただし通院はしていない。

7月

- ・7/14家庭訪問。元夫、和子、子供達、在室。

断酒を継続。暑くなり子供がプールに行きたがるが、以前住宅の子供が水死したことから、元夫が（そのことを）恐れて許さず。親子喧嘩している。

9月

- ・9/2家庭訪問の途次住宅前で元夫、和子Mに会う。

元夫、大分酒気帯び、満足に話ができない状態。翌日の来所指示。（来所せず。）

- ・9/8家庭訪問 子供達在室。

元夫、和子とも不在。子供達4人で遊びまわっている。ここ数日元夫婦帰ってきていないことを子供たちより確認。（和子）福祉事務所に来るよう子供達に伝言。

・9/9和子来所。

元夫家出については、3日の夕方普段着のまま居なくなり8日一度帰宅。夜、今度は、革靴を履いて居なくなった。3~7日までは△△公園で寝ているのを見かけたというのを人から聞いたので今回もとおもい見にいったがみつからなかった。借金が溜りすぎたので又いなくなつたのであろう。このようなことは今迄にも何回もあり遣りくりをし借金の清算がつく頃になるとひょっこり帰ってくる。自分としてはこのようなことをやらないでくれたら家の中がうまくいくのだが——。和子の母親や妹達からは離婚をしてE市に来るよういわれている。離婚をしてもよいと考えているがB市は離れたくない。保護費の半分は借金返済に、残りの大半は元夫持ち出したため、手元にあまり残っていない。生計ができるだけ遣りくりし（やむを得ない場合は相談するように）、元夫が戻り次第連絡するよう指導する。

・9/9民生委員連絡

9月の生活費について何とか（回りで）考える。また元夫については2ヶ月もすれば戻つてくるであろうと。

・9/11家庭訪問 和子、在室。

依然として元夫から連絡なし。和子妊娠していること判明。出産する意思はない。

・9/28G病院にて中絶手術。

・9/30義弟、来所。（担当CWより本世帯の状況手紙で知らせた所）

本世帯一緒にさせたのは義弟であり、元夫の生活態度には業を煮やしている。今回和子、子供4人をE市に引き揚げさせると説得のため來た。和子自身はB市に未練がある様子。

10月

・10/13和子、民生委員来所

1週間余E市へ行って来、親族と相談をしたがどうしてもB市で暮らしたいとの結論に達したとの表明。（義弟から本世帯をよろしくとの手紙が届く。）

・10/13和子、来所

元夫婦宅の件で相談したいとので、和子、相談所職員、民生委員、被保護者Y（同住宅で懇意にしている男性、妻帯者、和子の要請による。相談面接場面からは離席してもらう。後日和子と内縁となるXを刺殺。）来所。元夫20日戻る。酒を飲み、和子に金をせびるので困り果て民生委員に相談。民生委員を交え、元夫、和子離婚について話し合い、又精神病院の入院を話したところ23日に元夫居なくなってしまった。今後のことについて相談したい。元夫の気持を間接的にまとめると「離婚したくない」「酒はやめる気はない」「過去の和子の行動については恨んでおり、困らせてやりたいとの気持ちがある」。また和子の気持としては「元夫に対して特に未練はないが文盲である自分が一人で子供たちを育てることはできないので酒さえやめてくれれば別れずにやって行きたい。」「母子寮や子供達を施設には入れたくない。」「義弟にお金をせびられたりするため行きたくない。」「他

の地域では疎外感しか持てないであろうからこの地区を離れたくない。」等々。結論として何とか元夫に断酒してもらいたい。飲酒したなら強制的に入院させてほしい。

強制入院はできないが、周辺の人たちとの協力により入院説得を考えると同時に和子自身男性問題、飲酒行動を慎むよう注意。

(元夫23日夜一旦帰宅するが翌朝また居なくなる)

- ・10/26、10/27家庭訪問 和子、子供達、在室。

和子の言では時折夜戻り翌朝早く出でいくことを何度も繰り返している。元夫は鍵を持っていないためドアを叩き騒ぐため近隣から苦情が来やむなく入れてしまう。先日帰宅した際「お前と一緒にやっていく気はない。また役所にも世話にならない」と和子も「自分としては無理に戻ってもらわなくてもやっていける」等のやりとりがある。民生委員から「(もし離婚の意志があるなら)離婚届を用意しておいたら」と言われたと。

11月

- ・11/12家庭訪問の途次民生委員と一緒に和子にあう。

元夫10/24以降姿みせず。長女の怠学の件について担任の先生に行った帰りである。

* 10/15長女の怠学の件で児相CW、相談所職員、和子と話し合いを持つ。

和子が学校へ送って行っても姿が見えなくなると逃げ出してしまう。近所の子供達も遊んでくれなくなつたため最近妹(次女)を連れ出すことがある。また小遣いを持たせていないのに現金を持っていることがあるので心配だ。この地区の子供達は現金につられ簡易宿泊所に遊びに行くことがある等の訴えがある。

- ・11/14相談所職員より連絡。

同相談所でしばらく長女の勉強をみることにした。長女の怠学の一番の原因は、勉強の遅れ、その中でもとりわけ自主研究(子供の自主学習で毎日のニュースを調べてくること)について本人がやれていないことにある。しばらくそのことを含めてやってみたい。

- ・11/1民生委員より連絡

子供達に満足に食事を作らず毎晩飲みに出、男性と遊んでいる。厳しく注意してほしい。(その他同様の内容の匿名の電話が何度かあり。)

- ・11/12和子来所

(来所前に近所の飲み屋のママという人から最近和子いろいろ近隣から悪くいわれているが決してそのようなことがないとの電話が入る。)

長女の怠学については自主研究ができないため(例えば、夕方6時からのNHK子供ニュース番組紹介、その時間帯について親子で食事でも出来るような生活をするように。)和子の行動について注意。(本人夜の外出していないとの主張。)

12月

- ・12/11和子より連絡。

最近落ち着き夜遊びはしていない、子供達も登校している。

2月

- ・2/11家庭訪問 和子、子供達在室。

玄関口の所で長男ふてくされている。「服を買いたいがお金をくれない。」。子供の件一長女、次女学校休みがち。上の兄たちは妹達を学校に連れていくだけの力はない。子供達に毎日5百円ずつお小遣いを渡している。被服は和子が買いそろえるが、長男は別に被服費のお金としてさらに毎日5百円を要求。だんだん子供が扱いきれないといった様子。

電話設置の件一学校より「電話があれば——」と言われていたので今回思いきって借金で購入したと。事実上母子世帯であると和子全て他人の力を借りなければ対処できない人であるため電話の保有認める。学校より不登校の場合連絡したいとの意向。この間学校担任頻繁に家庭訪問を行ない、和子、長女との面接を繰り返している。

再婚前提の交際をしている人がいるとの申し出あり。アパートの管理人をやっているY(以下愛人Yとする)である。愛人Yは46才、保護歴数回あり。1年前から現在の仕事につく。酒は飲まず。物静かな人。人から紹介され何度か会っている。子供達もなついてくれている。

4月

- ・4/12和子、愛人Y来所。

3月末から住宅から同居しているとの申し出。管理人の仕事は収入が少ないため退職し日雇労働へ(飯場仕事)。——子供達も落ち着いてきた。夜早く帰るようになる。

5月

- ・5/21和子来所。

17日より元夫戻り居座っている。離婚については届出用紙に元夫押印手続き終了し提出している。しかしその後、元夫、数日はここに居ると広言、酒をねだる。

- ・5/21家庭訪問。元夫、在室。

酒気なし。離婚届けを出し納得している以上、和子、子供達にこれ以上迷惑は掛けない。(その後、元夫、家を出たとの報告あり。)

- ・5/7 愛人X死亡。

6日夜11時頃、和子宅玄関先で愛人X、同住宅に住む被保護者Yに刺され△病院に運ばれたが、翌日朝4時半頃死亡。和子が被保護者Yと親しくしているところを愛人Xが目撃、男女二人が喧嘩となり被保護者Yが自宅に引き返し包丁を取り出し愛人Xを刺したもの。

和子は、以前から異性関係に問題が多いことから再三注意を促していたにもかかわらず今回の事となってしまった。しかし、自分の行為に対する自覚はほとんど感じられず。ただ近所の人から罵られることにより住宅には住みづらいとの発言あるのみの状態。

- ・5/29 和子母子、D施設に身を寄せる。

住宅の人達の風当たりが強く、また別れた元夫が住宅周辺をウロついているので住宅には居られない。民生委員の紹介で同所にひとまず寄居。

- ・5/31 和子の今後の処遇について、本人、義弟（和子連絡したため）、D施設職員、民生委員2人、相談所職員、児相CW、担当CW同席のもと協議。

和子、子供達の希望—これ以上（同地には）には居られない。他のところに行きたい。子供達のうち上二人は、転校することになるから転居を嫌がっている。下の二人はE市行きたがっている。

義弟—27日電話を貰った。住宅に居られなくなった。E市に行きたいので迎えに来てほしいと和子からの連絡があり駆けつけた。

D施設、民生委員—56年秋1度戻った際時多少トラブルがあった。それを考えると戻らずアパートを借りたらどうか。

相談所職員、児相CW、担当CW—母子寮等の入所を。

方法として考えられるのは、

1、母子寮入所。2、B市内でアパートを借りる。3、E市に行く。4、親子が離れ子供は養護施設かD施設に、和子は婦人保護施設かアパートにでも。との案あるも

1、知らない所では親子だけでは生活していかれない。（読み書き、出歩き、子供への指導等の面で自信がない。）

2、子供と離れたくない。

3、母子寮の部屋は、親子5人では狭すぎる。また婦人保護施設、養護施設については子供と離れ離れになることに加えて、監視されたり指導を受けたりするので嫌だと最初から固辞。

- ・6/12 和子、来所。

E市へ転居する。妹夫婦のすぐ近くに一戸建てを借りられたもの。なお転居資金、交通費等当福祉事務所より支給。

- ・6/20 E市へ転出により保護廃止。

4、援助経過一局面（3）

<第6回保護受給 S58/4/1～S63/2/1>

・57年5月刑事事件裁判証人で数回呼び出されB市に来ているうちに友人（同公営住宅入居以前から懇意にしている女性）の勧めもあり、父子で生活していた前父世帯（保護受給中）と再婚。子供4人を呼び寄せて同住宅での生活を開始する。

E市での生活は、義弟の酒乱。和子の飲酒。子供達の問題行動等があり落ち着かない毎日であった。

S 5 8 年 4 月

・58年4月転入時、家族構成一前夫46才、和子35才、長男13才、次男12才、長女10才、次女9才、前夫の長男5才。

・4/5前夫、来所

婚姻届はまだ未提出。手続き等説明指導。前夫に対しては常勤を、和子にはパートをと就労指導をおこなう。

・4/22前夫、来所。

婚姻届を4/7提出した。就労先を捜している所であるとの申し立てあり。

6 月

・6/24家庭訪問。世帯全員在室。

就労のことで前夫に問うたところ、和子に向かって「お前、子供達を連れて家を出でいけ。」と怒鳴り話ができず。後日、夫婦で来所するよう指導。

・6/28前夫、和子、来所。

前夫、求職活動したいが、和子は自分のいない時、前夫の長男を面倒を見てくれないのでは——と考え安心して仕事に出かけられない。和子としては、いつも子供（前夫の長男）のことで口論となってしまい、このままでは別れたほうがいいとの訴え。

7 月

・7/20 前夫、来所。

和子、眼科治療のため7/5よりG病院に入院していたが、元夫、7/19和子の病室に刃物をもって侵入、「金を出せ」と脅したため病院側で警察へ通報。元夫は失踪。病院では他の患者の安全を考えN病院に転院となったとの届け出あり。

8 月

・8/1前夫、来所。

和子の入院に伴い諸雑費がかかった。また子供達をキャンプ（相談所主催）に参加するのでお金が足りない。前借りをさせてほしいとの申し出あり。（支給日がまじかであり何とかやりくりするように話す。）

1 1 月

・11/4和子、実母来所。

実母も読み書きできず。相談所職員同行。今まで妹夫婦宅で引き取られていたが、義弟の暴力に耐えられず和子を頼ってE市に出てきたと。（E市福祉事務所、妹宅に確認。

事情考慮し止むを得ないであろうとのことで世帯員転入認める。)

・11/7▽診療所より連絡。

実母、内科受診であるが、不眠等の訴えあり。精神科の受診要あり。

・11/8R精神病院受診。実母、和子、担当CW同行。

担当医より要入院との診断。同日入院となる。(うつ病、精薄に環境の激変にて痴呆症状あらわれたため。)

S59年1月

・1/21和子、来所

(興奮状態) 前夫と喧嘩した。子供達を連れて家出したい。(知人宅に身を寄せる。) 每月出る保護費を前夫がみんなギャンブルに使ってしまう。和子はタバコ代位しかくれない。人からお金を借りている。これでは生活していけない。との訴え。

冷静によく考へるように助言。また、前夫に担当CWに連絡するよう指示。

・1/23前夫より連絡

和子と子供が家出した。相談に行っていないかとの問い合わせあり。

和子の長男と前夫の長男が言うこと聞かず。そのことが原因で夫婦喧嘩となった。

夫婦共に冷静に考へよう、また保護費については生活費であるためギャンブル等に消費しないよう厳重注意する。

・1/27家庭訪問。前夫、和子、長女在室。

家出していた和子、子供達が戻ってきていた。家出して連れ歩いていたため長女、熱を出し寝ている。夫婦喧嘩で、子供達にも前夫が手を上げたため、(前夫とは) 口も聞いていない。長男に青アザが出来てしまった。夫婦とも子供の養育に責任をもつような生活を送るように。絶対に手を上げないように。また保護費の使途については重ねて注意を促す。

今まで設置していなかった電話が部屋にあり。児童手当が入ったのでつい買ってしまった。衝動買いせず、計画的消費をと伝える。なお子供達の不登校のため学校からの連絡あり、電話の保有は認めることとする。

・1/31和子より連絡

前夫と喧嘩し、もう別れることにしたから、自分たち母子の保護費は渡してほしいとの申し出あり。前夫とは話し合っていない。一度その件(離婚のこと)で夫婦でよく話し合うようにと助言。

2月

・2/15和子、相談所職員来所。

前夫が今月の生活費を2/7までにギャンブルで消費し、また預金通帳に入金されている児童手当10万円分余も勝手に引き出し、2/14前夫の長男を連れ家を出ていった。その後電話が自宅に入り「子供を△駅に捨てる！」。同日協議し△警察署に捜索願を出す。

・2/16前夫より連絡

△駅に今居る。持ち出した金はまだ残っている。一度話し合うよう説得。

・2/23 相談所職員、D施設職員、民生委員来所。

夫婦の喧嘩が絶えない、現在好転する様子が見られない。前夫、子供達に暴力を振るうばかりか、和子に食事代も十分に与えていない。子供の怠学についても積極的に動かず。このまま放置しておくことができない。

保護費については前夫が一括握り与えないため、別に与えることできないとの申し出あり。（同一世帯であり分割支給はできない旨説明。また本世帯については夫婦間のトラブルが続き、そのことが子供達に悪影響を与えていた。一度関係者が集まって協議をすることに。2/27予定。）

・2/24 家庭訪問。前夫、和子、在室。

夫婦あいかわらず争い絶えず。その原因として前夫のギャンブルが生活費のなかに大きく佔めているため。現在の状況を認識し、生活を改めるよう話すが、本人理解を示そうとしない。「お金は僕が管理するんだ。」と言って話を聞こうとしない。

・2/27 福祉事務所で、家庭内の混乱に対し関係機関を含め協議。

前夫、和子、民生委員、相談所職員、福祉センター職員、D施設職員、児童相談CW、福祉事務所SV、CW出席

緊急の対応として

一前夫のギャンブルによる経済面の不安定

一父子、母子世帯の再婚のため義理の親子関係の不仲
で、暴力が絡みトラブルの連續であった。

そのためとりあえず長男、次男は知人宅、前夫の長男はD施設、長女は一時保護所に預かり、その間夫婦で結婚生活継続するか否か話し合い結論を出すように。

（しかし、結局長女は自宅に籠り一時保護所行かず、また長男も行かず。次女も10日程度戻ってくる。次男は出たり行ったりの生活。が、その最中でも家計の主導権でもめ、親の喧嘩も原因として子どもの怠学、無断外泊が続く。）

3月

・3/2 G病院担当医（前夫）面接。

心不全等あり。通院は、不規則であるが、ある程度行っている。就労は軽労働なら可。

・3/29保健所保健婦より連絡。

和子、本日早朝出血しQ医療センター（助産施設）に救急搬送される。流産（5ヶ月）。

5月

- ・5/16家庭訪問。和子、長女在室。

本日てんかんの検査を受ける日であったが、親や担任教師の手を振り切って学校から逃げた。通院、検査拒否の理由は、苦しいといった自覚症状がない、長時間待たされるのが嫌だと。病気について詳しく説明。後は自分で判断するよう説明。長女、怠学等の問題行動があるが、親の書くべき書類は代筆する等社会性という面でしっかりしている面がある。
(後日長女より検査したいとの要望だされる。)

- ・5/25G病院担当医（長女）面接。

長女、眼底検査、脳波検査は実施したが、その後の検査（CT、診察）の予約日に来院せず。脳波に乱れはない。攻撃的性向が器質的なものかどうかも診察しなければわからない。是非実施したいのだが——との担当医の言（長女の検査については、担当CW、児相CW、相談所職員等の働きかけをおこなうことにする。）

6月

- ・6/6 前夫、和子来所

家計の主導権をどちらが持つかで2人の間で話し合いがつかず。また担当CWとして（和子、流産、中絶を繰り返していることから、健康面を考え）避妊を和子にすすめる。和子、身体のことを考えると避妊手術を受けたほうがよいとおもうが——。しかし前夫、和子の浮気が心配でつけさせたくない。つぎの生理まで時間があるのでそれまでに結論を出すように——。

7月

- ・7/9家庭訪問。和子、在室。

前夫に、避妊の件まだ承諾してもらえない。前夫、和子に来所するよう指導。

- ・7/14前夫、和子、来所。

二人とも避妊は止めたとのこと。和子としては2~3年前リンクを使用していたが、その為に便秘や理由不明の出血があったこと。前夫については、妊娠しないとなると和子、安心して浮気をしてしまうので困るというもの。

再度妊娠したならば和子の生命にもかかわることなので、その点をよく考えるよう話す。その他の避妊方法について説明するが、同様の反応。

- ・7/24保健所保健婦に連絡

この間保健婦より夫婦に対し、再度避妊に対する指導がされるが二人とも承諾せず。本人達より（避妊の）相談があるまでは、保留することにする。

- ・7/25センター訪問

前夫が、和子母子を「くいもの」にしているきらいがある。保護費を自分で勝手に使っ

てしまっている。家計の管理を何とかしないといけないのでは——。

また和子、最近気に入らないことがあると、ヒステリックな声を上げるようになってきている。——和子、男性にチヤホヤされるという楽しみを知り、彼女なりの自己主張をするようになってきている等、職員より話あり。

・7/31家庭訪問 長男、長女在室

(長女より家を出たいとの連絡が入った為訪問) 長女と和子の言い争いから、長と前夫の喧嘩に発展。継父(前夫)が長女に向かって「出ていけ」「人間やめろ」と言う。もう家を出たいと。継父をどうしても好きになれず、母親(和子)と別れてほしいと思っている。(長男から)「他の兄弟も同様だ。」との言。

8月

・8/28相談所にて関係機関協議(児相CW、学校、相談所職員、センター相談員、民生委員、D施設職員、児相CW、担当CW出席)

緊急対応後の経過と今後の方向性について

当初、前夫の長男、次男、次女を共同保育所、長男を知人宅に、そして長女を児相一時保護ということであったが、

1、次男、次女についてはD施設、知人宅から自分の意志で親元にもどっている。長女は一時保護を拒否。

2、現在D施設に預けられている前夫の長男と和子の関係はほとんど改善されていない。

3、長女を筆頭に和子の子供達は、前夫(継父)を父とは認めていず。むしろ離婚することを望んでいる。

4、和子は、積極的に離婚を望んでいないが、前夫に対してはさほどの未練はない。

5、前夫は和子の子供達とやっていくことに自信をなくしている。

今後夫婦、親子関係をどのようにしていくのが望ましいかを話し合う。

1、夫婦が仲良くすること。2、子供達の問題行動については毅然とした態度で親が臨むこと。手を上げないこと、くどくど執拗に叱らない等するよう関係者が助言指導していくことを確認する。いずれにしても夫婦で話し合おうという気配も見られないことからしばらく二人の動きを見るということで一致。なお和子の避妊については積極的に指導することで皆了解する。

9月

・9/1前夫へ連絡。

避妊の件で話したいとのことを前夫に話す。

・9/7家庭訪問 前夫、和子在室。

夫婦同席のもと面接。

和子が避妊することを決めたため、前夫も、了承せざるをえない。前夫、不満気である。生理が始まったなら保健所保健婦に連絡するよう指示。和子と前夫の長男の関係については、前夫の長男、D施設から時折帰宅してくるようになり、長男から和子に「手をつな

ぐ」関係になってきた。和子も前夫の長男の衣類を洗うようになってきた。

- ・9/11和子より連絡、途中で前夫が出る。

生理が始まった。しかし前夫が（手術を同意する）判断を押してくれない。前夫に言わせると手術そのものには同意しているが、具体的なことは何も聞かされていなかった（何時行なうのか等）。また前夫が仕事に行こうとするのに、食事の支度もしくは、その他気をそぐようなことばかり和子が言い出したため喧嘩となり、とうとう仕事に行けなかつたと。

また（街の金融会社から）二百万円を越す借金があることを話す。催促されて困っていることも——。（大半はギャンブルでの消費、それも喧嘩の一因）

- ・避妊手術のためQ医療センター受診（9/17）同入院（9/20～9/26）。担当CW同行。

- ・入院時は、前夫が食事等の世話をする。

10月

- ・10/8児相CWより連絡。

9月下旬より長女自身から直接さかんに一時保護所に入りたいとの訴えあり（継父との同居をしたくないことから）。和子も同意している。児相としてもやむを得ないであろうと判断したが、本人から「やめた」と連絡が入った。本人の話では一緒に入ることになっていた友人が入らなくなつたため取りやめにしたと。

- ・10/16相談所職員より連絡

長女の対応について打診あり。本人登校しなければならないことはわかっている。出席しても授業についていけず。同級生とも遊離している。また登校を強要する大人から離れる傾向にある。労働者に連れられ遠出する等年頃の娘としてあぶなっかしい状況にある。そこで関係者が集まり、登校を強制せず相談所でやっている学童保育に参加させる方向に向けてみたい。了承する。

11月

- ・11/2児相CWより連絡。

児相主催の運動会に和子、長女、前夫の長男の3人が連れ立って参加していた。和子と長男の関係は大分よくなつてきているみたいだ。

- ・11/30 家庭訪問 和子、長女、次女在宅

前夫は仕事。長男、次男は登校。

長男—登校は順調。中学卒業後は就職したい意向。家の中では相変わらずワンマン。弟、妹達に「学校行け」と暴力をふるい、恐れられている。次男—最近、夜帰宅。時折登校を。長女一夜は自宅に。登校は3分の1、学童保育への出入りは半分といった状態。しかし家事を熱心にやっている。母親に絶えずくつづいている。次女—10月頃より急に怠学増える。

長女が学童保育へ通うことで、怠学が公認と誤解している向きもあり。また簡易宿泊所にすむ初老の男性のところに入り浸るようになっている。

S 6 0 年 1 月

- ・1/14児相CWより連絡。

次男の申し出で一時入所させたい。この頃住宅が中学生（長男達の仲間）の溜まり場となっており、次男はそれを止めさせることができず、また居づらい、長男との関係も悪いことから一時離れたい。（同日入所、翌日無断外出で帰宅。保護所に戻るように説得するが拒否。きちんと通学することを条件に17日退所扱いとなる。）

- ・1/28家庭訪問、和子、長男、長女在室。

長男—就職内定。次男—この頃ようやく長男と喧嘩せずに同室で寝起きするようになる。一時保護所を退所以降登校している。

実母退院の話が出、夫婦で病院に出かけた。1月中に退院をと主治医から言われた。家庭がゴタゴタしているので翌月まで延ばしてほしいと依頼し納得してもらった。

- ・1/29病院訪問。PSW、主治医、実母と面接

年金（障害福祉年金—当時）の受給の手続き（受給可能性の有無を含めて）の依頼並びに本世帯の状況について説明。（年金については、後日、受給できることになる。）とりあえず退院を見合せ様子をみることになる。

2月

- ・2/21長女L病院小児神経科受診。和子、前夫、担当CW同行

（前日児相CWより連絡。長女、最近登校途中頻繁にめまいを起こす。また、食欲不振、生理不順があり、受診させてほしいとの要請あったため）。

・2/26担当医（長女）より連絡。不登校等問題行動については、メンタルな面に起因している。CTスキャン、脳波検査等の結果、全く異常なし。（この時点で受診拒否をしていたてんかんの検査もやり異常なしといわれる。）その他栄養失調ぎみである。長女の病状を安定させるために、家族が受容的な態度で接すること。当面通院することのこと。→改めて家族に協力依頼。

3月

- ・3/4和子、長女、次女来所。

「昨日、前夫と長女が喧嘩した。（前夫と）別れたい。」との和子の話。担当医からの長女に対する「受容」については、前夫が納得せず。「長女は、最近態度が悪くなっている」と長女を非難するため。

- ・3/6前夫へ連絡

金銭の問題でイライラしており心にゆとり持てず、（長女を）受容する余地がない。長男がわざと「困らせてやる。」と長距離電話を掛け1、2月の電話代で16万円になって